

あかぎカードローン・カード取引規定

1. (カードの利用)

カードローン・カード(以下「カード」といいます。)は、当座貸越(カードローン)契約に基づく当座貸越専用口座(以下「貸越口座」といいます。)について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当組合および当組合がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用してカードローンの貸越の返済をする場合(以下、貸越の返済を行うことを「入金」といいます。)
- (2) 当組合および当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用してカードローンの貸越を受ける場合(以下、貸越を受けることを「払戻」といいます。)
- (3) 当組合および支払提携先のうち当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を貸越口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当組合所定の取引をする場合。

2. (預金機による貸越口座への入金)

- (1) 預金機を使用して貸越口座へ入金する場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による入金は、預金機の機種により当組合または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当組合または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による貸越口座からの払戻)

- (1) 支払機を使用して貸越口座から払戻する場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、当組合所定の払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻は、支払機の機種により当組合または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻は、当組合または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻は当組合所定の金額の範囲内(但し、1日あたりの払戻について当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内)とします。
- (3) 支払機を使用して貸越口座から払戻する場合に、払戻請求金額と第5条第2項に規

定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻はできません。

4. (振込機による振込)

- (1) 振込機を使用して振込資金を貸越口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、当組合所定の払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当組合または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当組合所定の金額の範囲内とします。
- (3) 振込機を使用して振込資金を貸越口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合に、振込金額、振込手数料金額と第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計金額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その振込はできません。

5. (自動機利用手数料等)

- (1) 預金機を使用して貸越口座に入金する場合には、当組合または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して貸越口座から払戻する場合には、当組合または支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、自動機利用日付をもって自動的に貸越を行ないその貸越金をもって充当いたします。

6. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による貸越口座への入金ができない場合は、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより貸越口座へ入金することができます。なお、預入提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (2) 前項による取扱いをする場合には、当組合所定の用紙にカードの口座番号、氏名、金額等必要事項を記入のうえ、カードとともに呈示して当組合所定の手続に従ってください。
- (3) 停電、故障等により支払機による貸越口座からの払戻ができない場合は、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合本支店の窓口でカードにより貸越口座からの払戻することができます。なお、支払提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (4) 前項による払戻をする場合には、当組合所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額等必要事項を記入のうえカードとともに呈示し、当組合所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入とご本人確認の為、身分証の呈示を求めることがあります。

- (5) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口で前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

7. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ貸越口座の払戻を行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、当組合所定の手続のうえ届出の暗証との一致を確認して取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないように保管してください。また暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貸越口座からの払戻停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

8. (偽造カード等による払戻等)

偽造または変造カードによる払戻については、本人の故意による場合または当該払戻について当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

9. (盗難カード等による払戻等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
 - ② 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻が本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を

補てんするものとします。

ただし、当該払戻が行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失（重大な過失を除く）があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な払戻が最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行なわれた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんの責任を負いません。
- ① 当該払戻が行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- A 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合
- B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
- C 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

10. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、住所、その他の届出事項に変更があったときは、ご本人から直ちに当組合所定の方法によりカード発行店に届出てください。

11. (ATMによる暗証の変更)

ATMにより暗証の変更をする場合は、ATM画面等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証と変更後の暗証を正確に入力してください。

なお、変更後の暗証は、生年月日・電話番号等他人に推測されやすい暗証の利用を避け、安全のため定期的に変更してください。

12. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

13. (預金機・支払機・振込機の誤入力等)

預金機・支払機・振込機・の使用に際し、金額、口座番号等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。また、提携先の責任についても同様とします。

14. (解約、カードの利用停止等)

(1) カードローン契約を解約する場合は、直ちにカードをカード発行店に返却してください。

なお、カードローン契約の規定に基づき当該口座が解約された場合にも同様に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい直ちにカードをカード発行店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認資料の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第15条に定める規程に違反した場合

② カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると判断した場合

15. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

16. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、カードローン契約の規定によります。

17. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上